

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

個人情報の お取扱いについて	▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的 当社はご契約の申込みににおいて取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務 ※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引き受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。
この書面の表記について	▼ 機微（センシティブ）情報について - 当社は各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含まれます。 - なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 ※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
生命保険募集人について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。 生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からの お知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。  0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp

NW-02-22006-00 (22.08)



終身保険プレミアム

米ドル建 / 豪ドル建

告知コース

無告知コース

指定通貨建終身保険
指定通貨建特別終身保険

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット （契約概要／注意喚起情報）

この冊子を必ずお読みください

この書面は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。



ニッセイ・ウェルス生命

人生100年時代にむけて 相続・介護の準備をしませんか？

相続への備え

生命保険を活用すると、のこしたい人へしっかりのこせます。

- ・お金に名前をつけてのこせます
- ・速やかに現金をお受け取りいただけます
- ・死亡保険金の非課税枠を活用することができます

非課税限度額＝500万円×法定相続人の数*

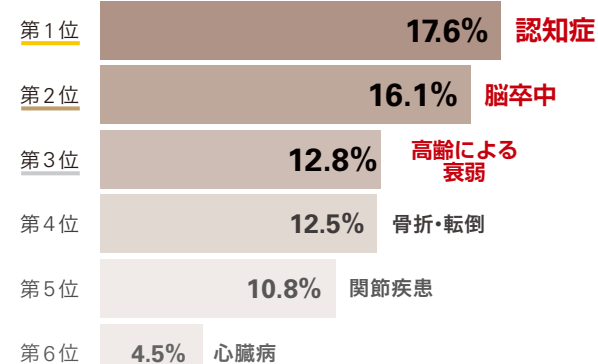
* 契約者(＝保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。



介護への備え

介護を必要としている方は年々増加。介護のための準備が大切です。

● 介護が必要となった主な原因



● ご家族の介護に必要な費用の目安

約5年1ヵ月の場合（介護期間の平均*）

約580万円

[初期費用約74万円] + [月々の費用約8.3万円×61ヵ月]

10年の場合（約6人に1人が10年以上の介護期間に*）

約1,070万円

[初期費用約74万円] + [月々の費用約8.3万円×120ヵ月]

*過去3年間に家族や親族の介護の経験がある人にたずねた、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)

出典：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」
(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査(速報版)」をもとに
ニッセイ・ウェルス生命にて作成



ご注意

この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 - ・この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、特定のご契約者にご負担いただく費用の合計額です。
- くわしくは  **注意喚起情報** をご覧ください。

相続への備えも介護への備えも 準備できます。

告知コース

ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡・高度障害保障を確保できます。

【イメージ図】

契約初期費用

一時払
保険料

「**所定の認知症・要介護2以上***」で
介護保険金を
前払いで受け取れます。
(認知症・介護保険金特則を付加した場合)

* 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払対象となる場合があります。

- **死亡・高度障害保障のみを**
ご準備されたい方

介護保障なし

くわしくは3ページへ

- **死亡・高度障害保障と**
介護保障をご準備されたい方

介護保障あり

くわしくは4ページへ

無告知コース

第1保険期間(2年・3年・5年)経過後に死亡保障が大きく増加します。

【イメージ図(第1保険期間5年の場合)】

契約初期費用

一時払
保険料

「**所定の認知症*・要介護2以上**」で
介護保険金を
前払いで受け取れます。
(認知症・介護保障特則を付加した場合)

* 第2保険期間中に限ります。
※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。

- **死亡保障のみを**
ご準備されたい方

介護保障なし

くわしくは9ページへ

- **死亡保障と介護保障を**
ご準備されたい方

介護保障あり

くわしくは10ページへ



ご注意

- ・被保険者が、今までに公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたことがある場合や公的介護保険の申請中である場合は、認知症・介護保険金特則および認知症・介護保障特則は付加できません。
- ・税務のお取扱いは2022年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

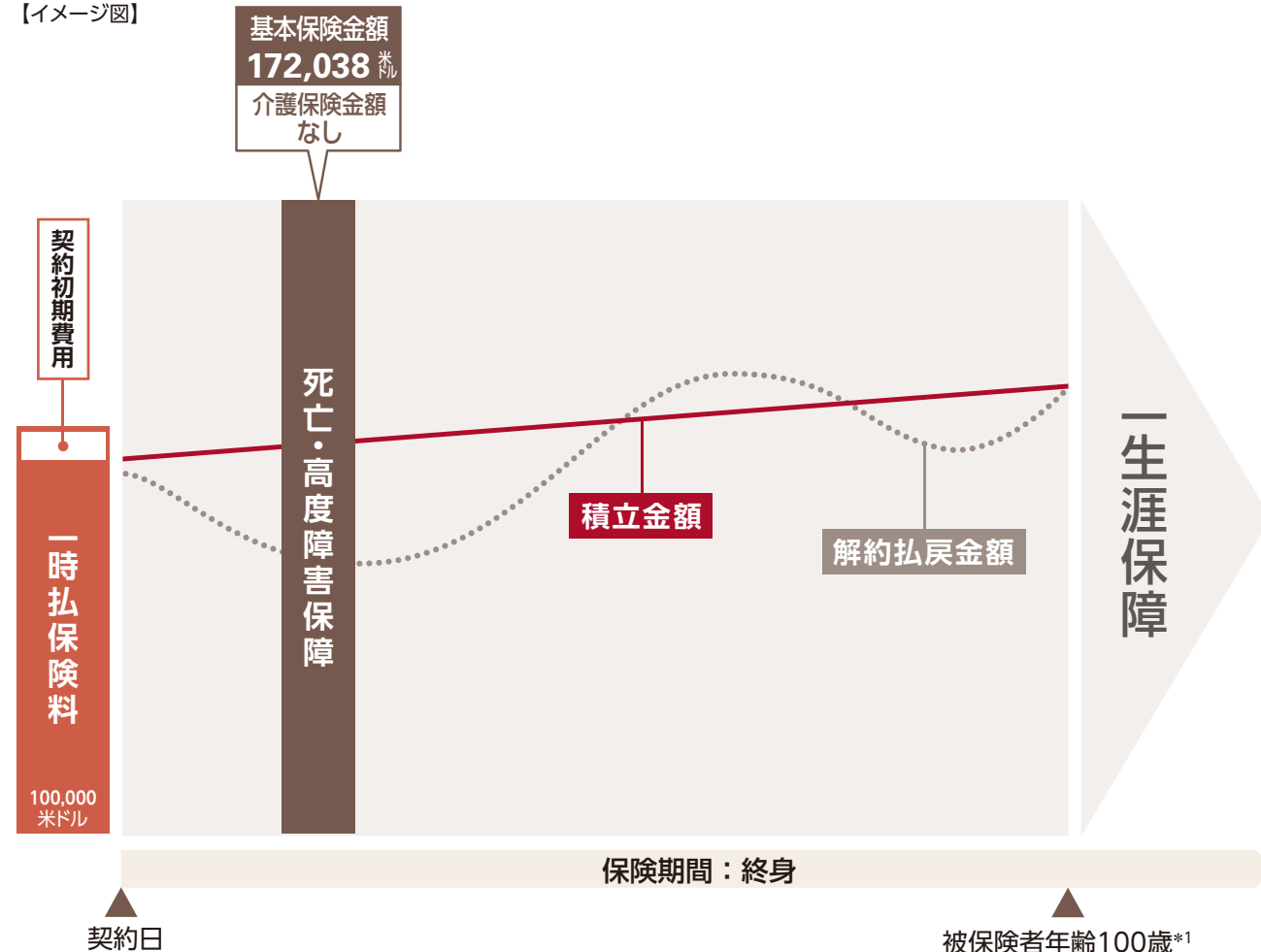
ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡・生涯確保できます。

介護保障なし

(認知症・介護保険金特則を付加しない)

- シンプルに死亡保障をふやしてのこすことができます。介護保障がない分、**死亡保障は大きく**なります。

【イメージ図】



保障を

契約年齢／契約初期費用（一時払保険料に対する割合）

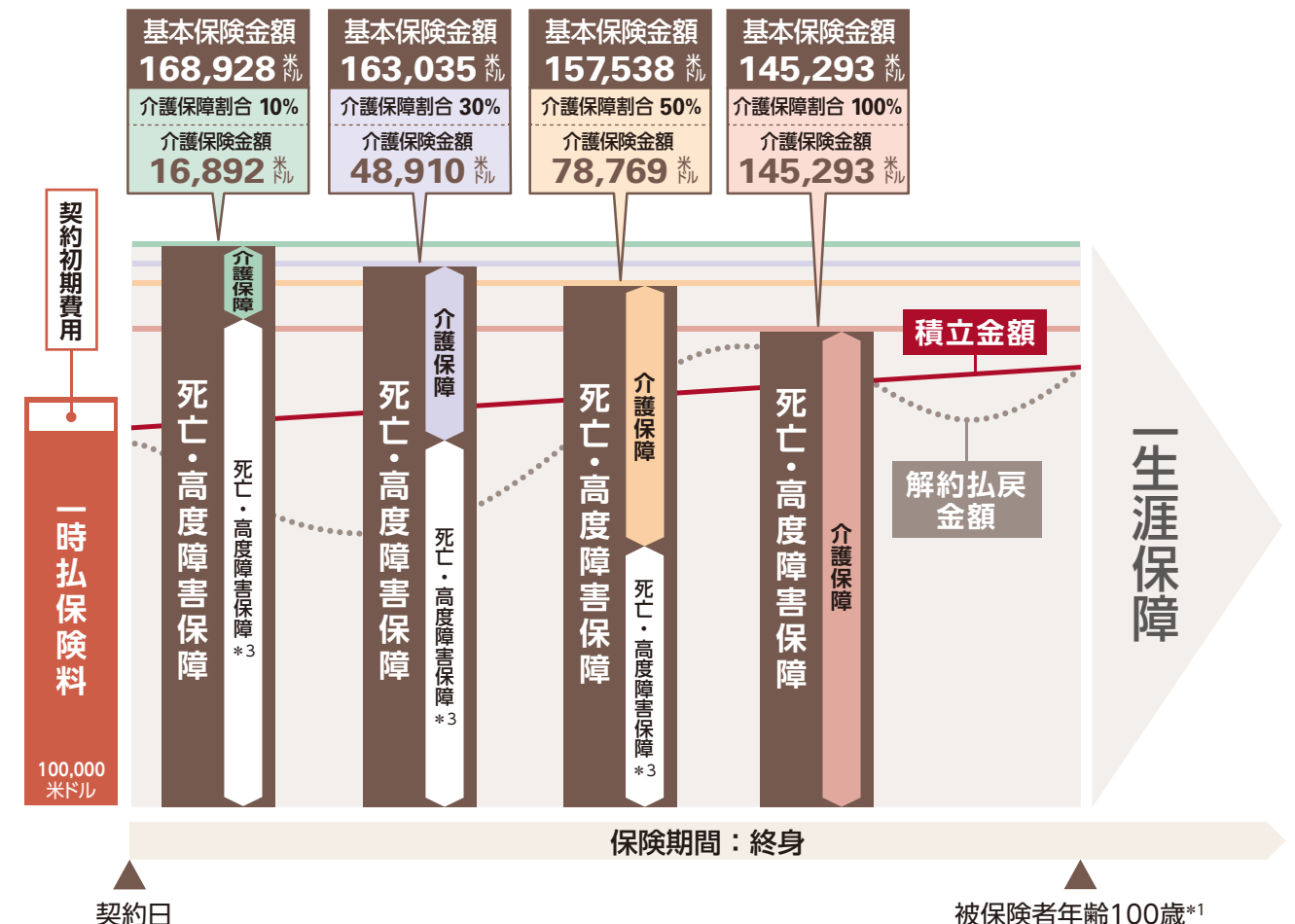
50～81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87～90歳
6.5%	6.4%	6.3%	6.2%	6.1%	5.9%	5.7%

介護保障あり

(認知症・介護保険金特則を付加する)

- 所定の認知症による状態に該当された場合・要介護2以上に認定された場合*2、**介護保険金を前払い**で受け取れます。
なお、被保険者が受け取る介護保険金は**非課税**となります。
- 介護保険金額は基本保険金額に対し、介護保障割合を乗じた金額となります。
- 介護保障割合は **10% 30% 50% 100%** からご契約時にご選択いただけます。
- 基本保険金額は、介護保障割合に応じて変わります。

【イメージ図】



■ご契約例

指定通貨：米ドル
契約年齢（被保険者の満年齢）：70歳
性別：女性
ご契約時の積立利率：3.30%

*1 以下の解約計算基準日以後の解約払戻金額は積立金額と同額となります。

契約年齢	解約計算基準日
50歳～70歳	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日
71歳～90歳	被保険者年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日

*2 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払対象となる場合があります。

*3 介護保険金支払い後の死亡・高度障害保障を示しています。

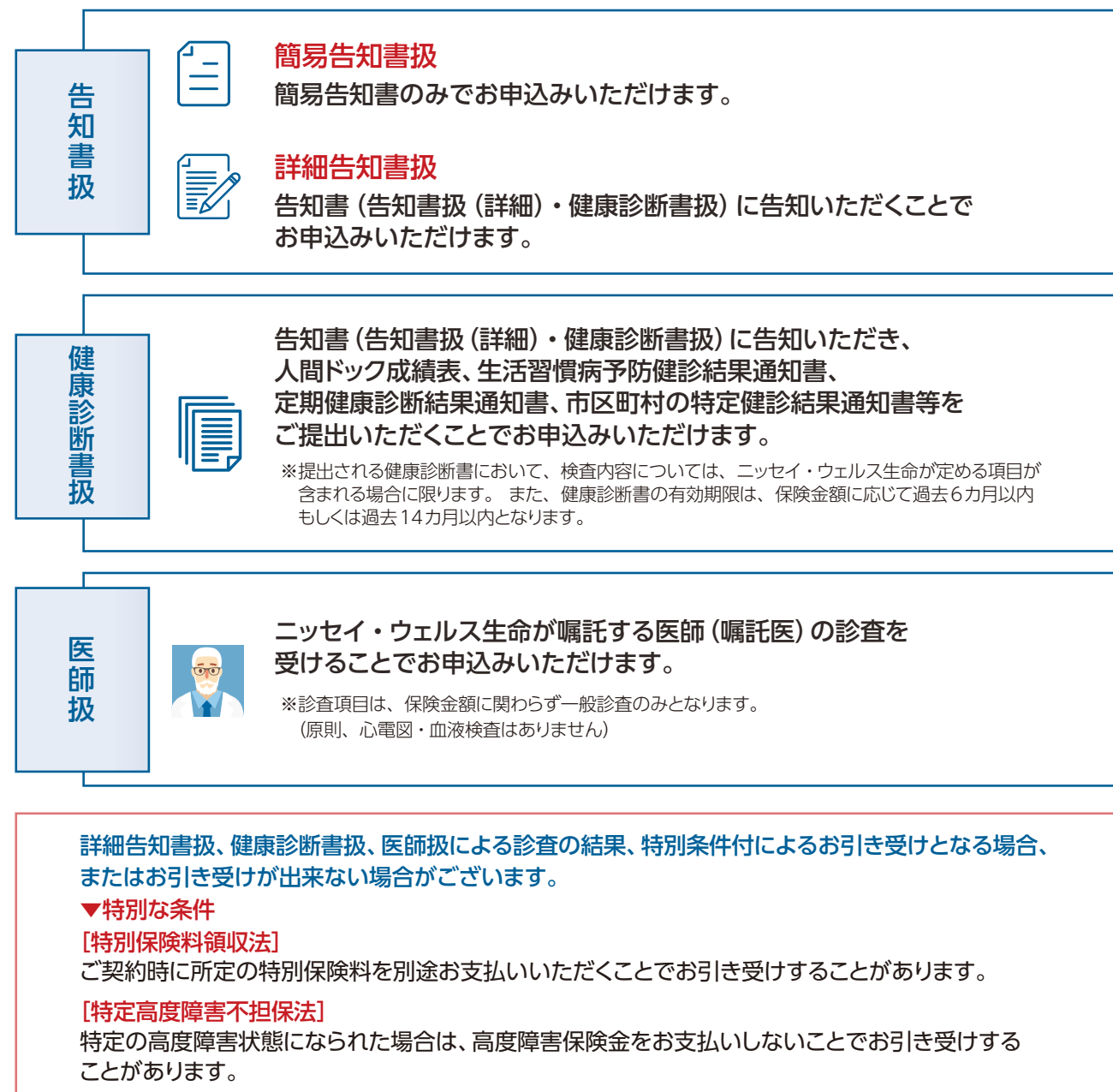


ご注意

- 介護保険金をお受け取りいただいた場合の死亡・高度障害保障は、介護保険金額が差し引かれた金額となります。
- 上記の基本保険金額、介護保険金額は、積立利率を仮定して一定条件により試算したものです（表示未済を切り捨てて表示しています）。個別の試算内容につきましては試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとなります。

告知と診査について

お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、被保険者さまご自身による告知または医師による診査を行っていただきます。その内容をもとにニッセイ・ウェルス生命がお引き受けの査定を行います。



【告知書扱基準額】

告知書扱は、ご契約内容が以下の範囲内である場合にお申込みいただけます。

※ニッセイ・ウェルス生命で、他の保険契約がある場合、お申込み前にご確認ください。
※今回のお申込みにおいて、同時に複数のご契約をされる場合、合計金額となります。

ニッセイ・ウェルス生命の他の
保険契約の死亡保険金額等^{*1}

+

今回お申込みの基本保険金額と
一時払保険料の差額（円換算額^{*2}）

≤

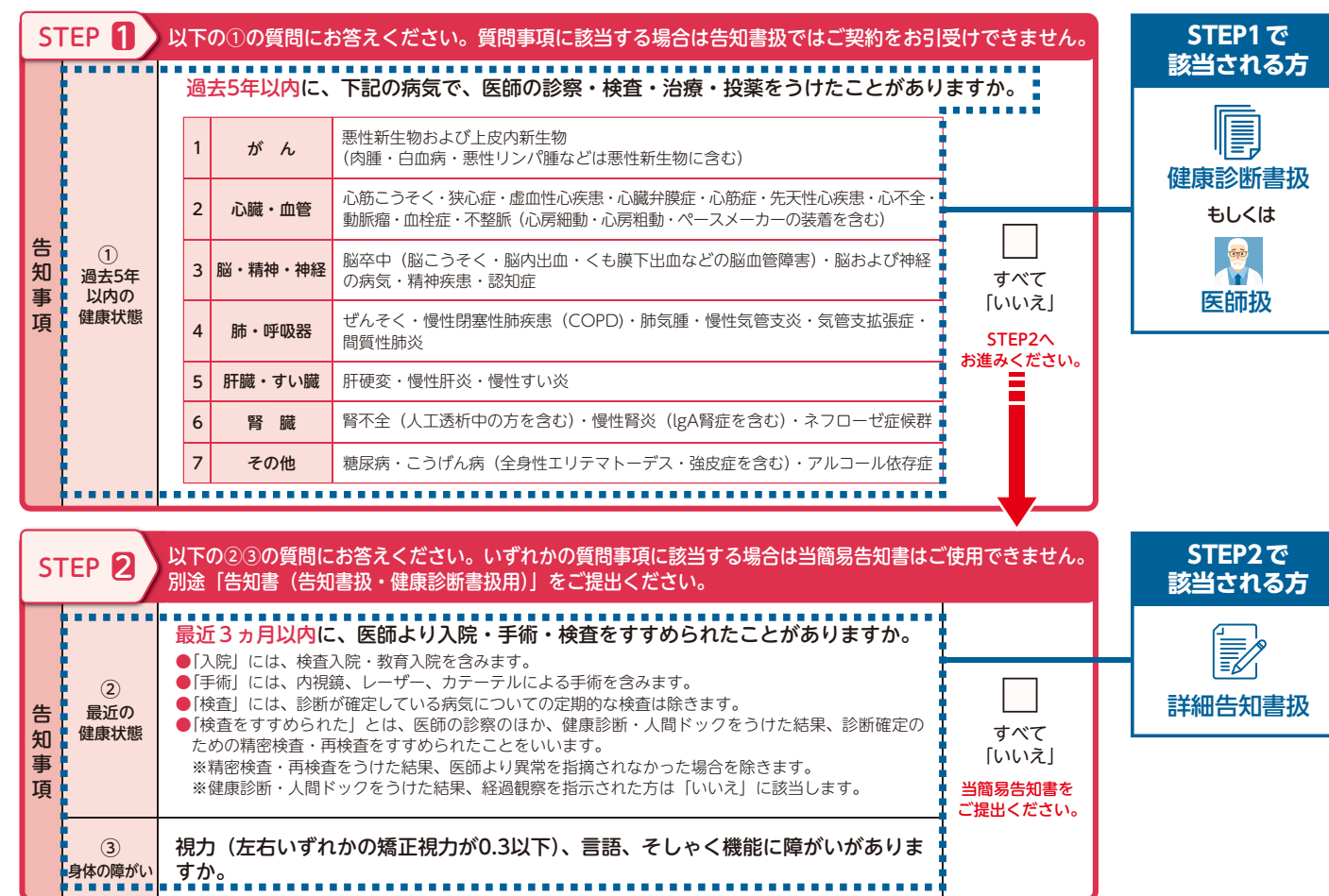
告知書扱基準額
1,200万円

* 1 過去5年以内に、今回お申込みと同一被保険者が告知書扱で加入したものに限りします。
* 2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める為替レートをを用います。

診査区分のご確認



【簡易告知書の告知事項】以下は実際の告知項目となります。



第1保険期間経過後に死亡保障が大きく増加

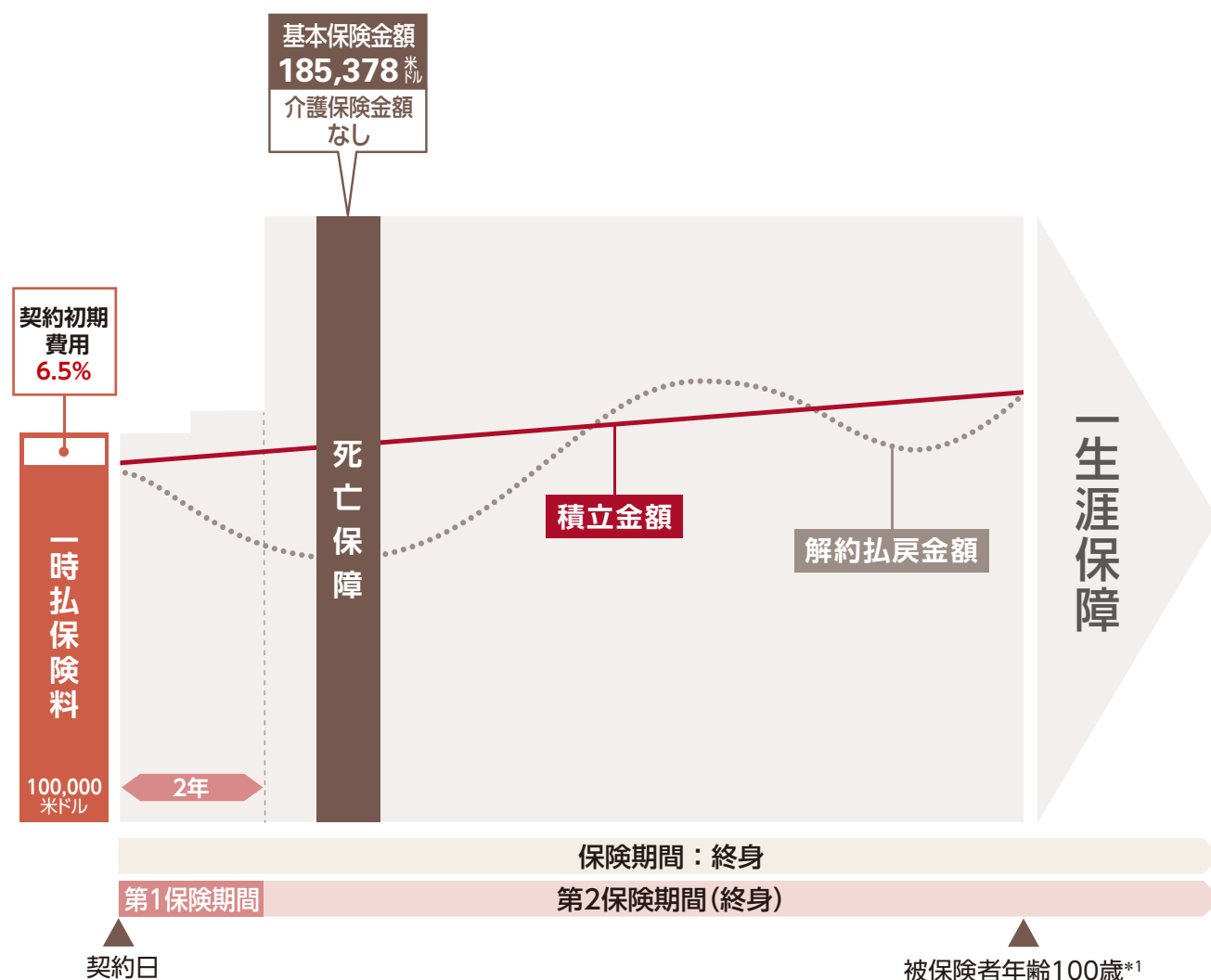
介護保障なし

(認知症・介護保障特則を付加しない)

第1保険期間:2年または5年

- シンプルに死亡保障をふやしてのこすことができます。介護保障がない分、**死亡保障は大きく**なります。

【イメージ図(第1保険期間2年の場合)】



■ご契約例

指定通貨: 米ドル
契約年齢(被保険者の満年齢): 70歳
性別: 女性
ご契約時の積立利率: 3.60%

*1 以下の解約計算基準日以後の解約払戻金額は積立金額と同額となります。

契約年齢	解約計算基準日
50歳～70歳	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日
71歳～90歳	被保険者年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日

- *2 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じた場合に限りします。
- *3 介護保険金支払い後の死亡保障を示しています。

します。

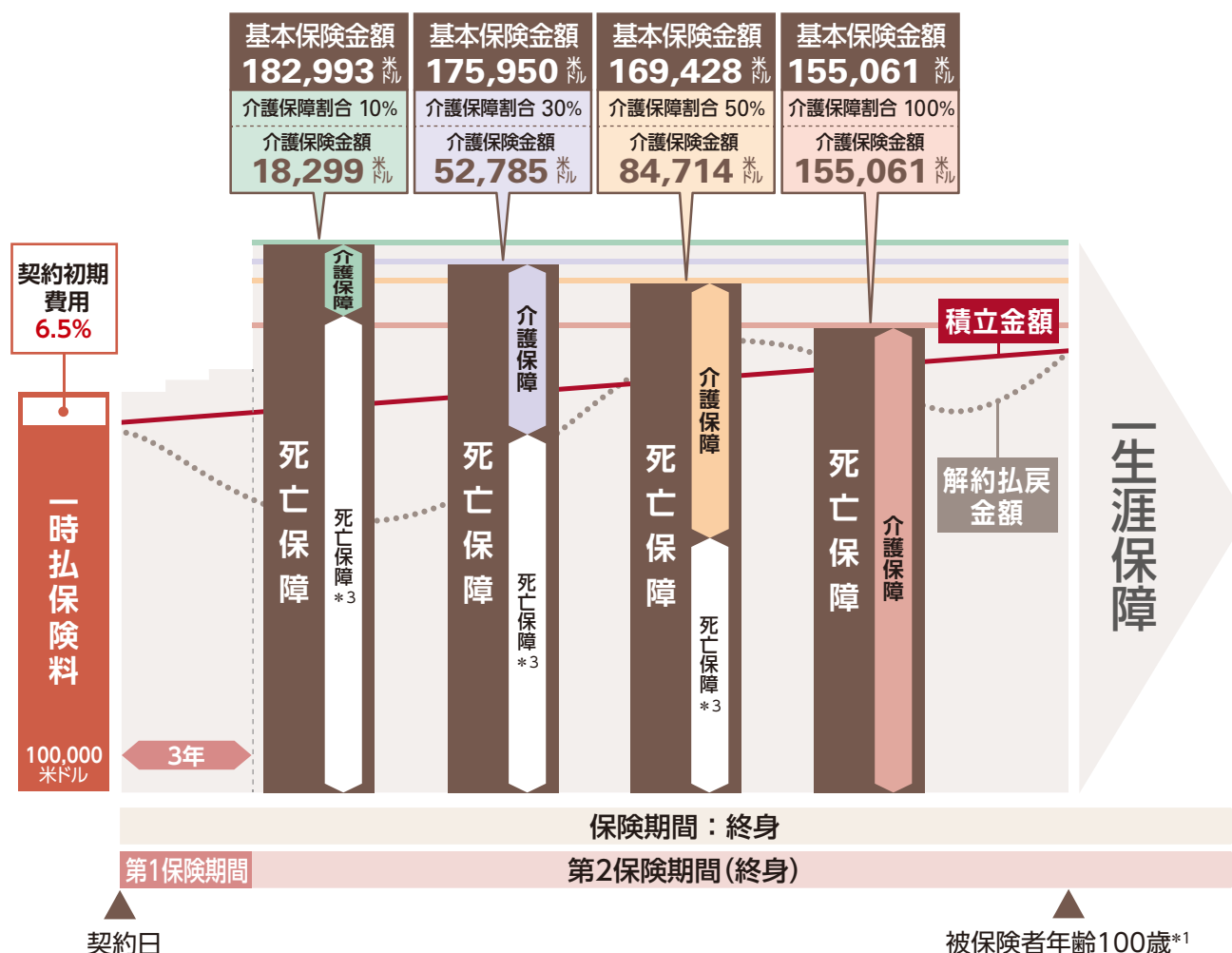
介護保障あり

(認知症・介護保障特則を付加する)

第1保険期間:3年または5年

- **要介護2以上**に認定された場合*2、**第2保険期間中に所定の認知症による状態**に該当された場合、**介護保険金を前払い**で受け取れます。
なお、被保険者が受け取る介護保険金は**非課税**となります。
- 第1保険期間経過以降の介護保険金額は、基本保険金額に対し介護保障割合を乗じた金額となります。介護保障割合は **10% 30% 50% 100%** からご契約時にご選択いただけます。
- 基本保険金額は、介護保障割合に応じて変わります。

【イメージ図(第1保険期間3年の場合)】



- 介護保険金をお受け取りいただいた場合の死亡保障は、介護保険金額が差し引かれた金額となります。
- 上記の基本保険金額、介護保険金額は、積立利率を仮定して一定条件により試算したものです(表示未済を切り捨てて表示しています)。個別の試算内容につきましては試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとなります。

基本保険金額例(第2保険期間)

一時払保険料が100,000米ドル、積立利率:3.60%の場合(単位:米ドル)

契約年齢	性別	第1保険期間	介護保障なし (認知症・介護保障特則を付加しない)	介護保障あり(認知症・介護保障特則を付加する)			
				介護保障割合			
				10%	30%	50%	100%
70歳	男性	2年	160,513	取扱なし	取扱なし	取扱なし	取扱なし
		3年	取扱なし	160,386	156,756	153,287	145,250
		5年	166,367	164,580	161,116	157,796	150,065
	女性	2年	185,378	取扱なし	取扱なし	取扱なし	取扱なし
		3年	取扱なし	182,993	175,950	169,428	155,061
		5年	189,843	186,189	179,286	172,876	158,693

一時払保険料が100,000豪ドル、積立利率:4.10%の場合(単位:豪ドル)

契約年齢	性別	第1保険期間	介護保障なし (認知症・介護保障特則を付加しない)	介護保障あり(認知症・介護保障特則を付加する)			
				介護保障割合			
				10%	30%	50%	100%
70歳	男性	2年	172,030	取扱なし	取扱なし	取扱なし	取扱なし
		3年	取扱なし	171,990	167,632	163,490	153,978
		5年	179,475	177,324	173,172	169,210	160,055
	女性	2年	202,356	取扱なし	取扱なし	取扱なし	取扱なし
		3年	取扱なし	199,493	190,851	182,927	165,725
		5年	208,159	203,637	195,158	187,356	170,333

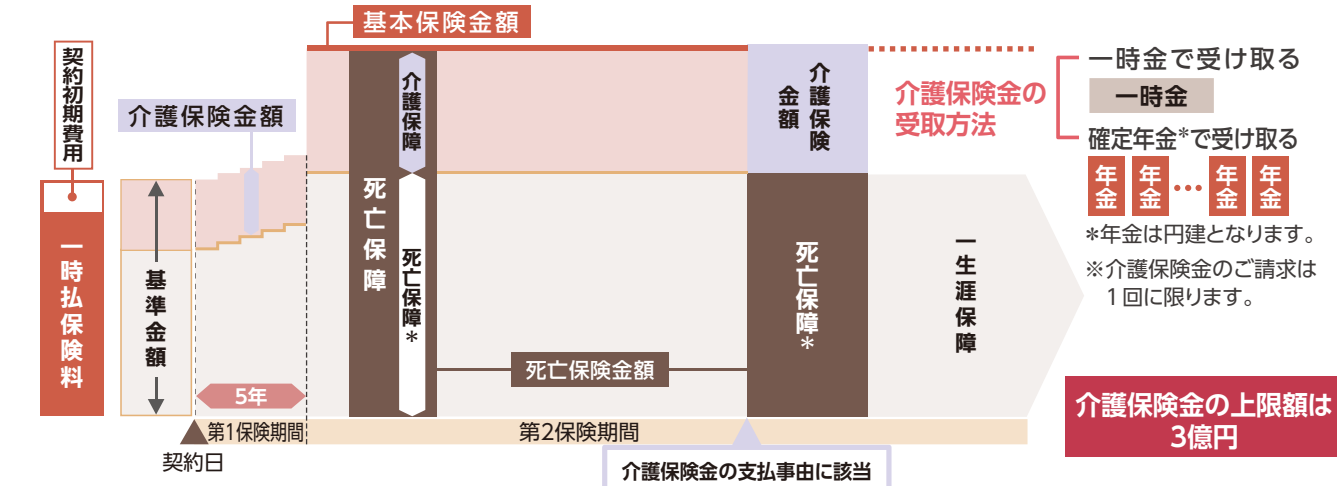


ご注意

- 上記の基本保険金額は、積立利率を仮定して一定条件により試算したものです(表示未満を切り捨てて表示しています)。個別の試算内容につきましては試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとなります。
- 積立利率は、毎月2回(1日および16日)その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日における利率が適用されます。詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」をご覧ください。

認知症・介護保障特則について

- 保障のしくみ
- 【介護保険金の受け取りイメージ(第1保険期間5年の場合)】



*介護保険金支払い後の死亡保障を示しています。
※基準金額は、ご契約時は一時払保険料相当額になります。介護保障割合や年齢、性別等に応じたニッセイ・ウェルス生命所定の方法により「介護保険金部分の基準金額」「介護保険金部分以外の部分の基準金額」に分けられます。

介護保険金支払額

支払事由に該当した日における次の①②のいずれか大きい金額

- 第1保険期間(3年または5年)
 - ① 介護保険金部分の基準金額 × (100% + 通増率*1 × 契約日からの経過年数*2)
 - ② 介護保険金部分の解約払戻金額
- 第2保険期間
 - ① 基本保険金額 × 介護保障割合 (ご契約時に 10% 30% 50% 100% より選択)
 - ② 介護保険金部分の解約払戻金額

*1 通増率は、被保険者の年齢に応じた次の率となります。

契約年齢	60歳以下	61歳~70歳	71歳~80歳	81歳以上
通増率	1.50%	1.00%	0.50%	0.20%

*2 1年未満は切り捨てとなります。
※上記の一時払保険料相当額・基準金額は、基本保険金額が減額された場合、その割合に応じて減額した金額となります。

介護保険金の支払事由

- 次のいずれかに該当したとき
- ① 保険期間中に、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当したとき
 - (ア) **責任開始期以後に生まれて初めて**、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと
 - (イ) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による **要介護2以上** に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと
 - ② **第2保険期間中に**、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症*に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
- *脳の組織の変化による病気のこと
- 器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態とは**
- 器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態
- くわしくは17ページをご覧ください。



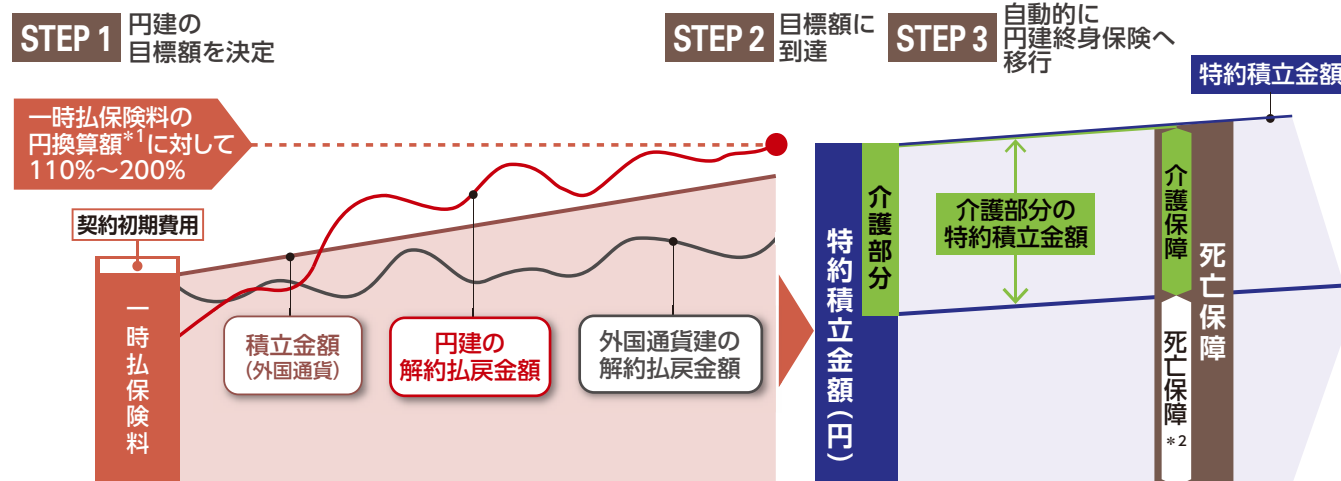
ご注意

- 介護保障割合のご変更はできません。
- 認知症・介護保障特則のみの解約はできません。

目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱについて

- STEP 1** ・ご契約から1年経過以後、解約払戻金の円換算額がご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。
- ・円建の目標額は、一時払保険料の円換算額*1に対し **110%** ～ **200%** の範囲内（10%単位）で設定することができます。
- STEP 2** ・目標額に到達した場合には、郵送でお知らせします。
- STEP 3** ・移行した場合、円建で死亡保障額が確定し、以後の為替リスクはなくなります。
- ・移行後に解約された場合、市場価格調整は適用されません。

【イメージ図】円建終身保険への移行の流れ（介護保障ありの場合）



*1 一時払保険料を円でお払いいただいた場合は、円入金額となります。*2 特約介護保険金支払い後の死亡保障を示しています。
 ※移行後は、外国通貨建の保障に戻すことはできません。
 ※当図は死亡・高度障害保険金、介護保険金、特約災害死亡保険金の表示を省略しております。

●移行後の保障について

被保険者が、移行後の保険期間中に以下の支払事由に該当した場合は、特約保険金をお受け取りいただけます。

保険金の種類	支払事由	支払額
特約死亡保険金	亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額
特約災害死亡保険金	所定の不慮の事故や感染症により亡くなられたとき（特約死亡保険金と併せてお支払い）	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額×10%
特約介護保険金 （「介護保障あり」の場合） ※移行後も介護保障は継続します。	告知コースの場合は①②③のいずれか、 無告知コースの場合は①②のいずれかに該当したとき ①要介護2以上と認定 ②ニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態* ③ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態 *無告知コースの場合、主契約の第2保険期間に相当する期間中に限ります。	被保険者が支払事由に該当した日における特約介護保険金部分の特約積立金額

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



ご注意

- 移行後の特約死亡保険金額および特約介護保険金額は、移行前の外国通貨建の保険金額および介護保険金額を円に換算した額を下回ることがあります。
- 移行後の特約積立金に適用される利率は、移行前の外国通貨建の積立金に適用されていた利率より低い利率になることがあります。
- 特約介護保険金をお受け取りいただいた場合の死亡保障は、特約介護保険金額が差し引かれた金額となります。
- 特約介護保険金のお受け取りは1回限りとなります。また、移行前に介護保険金をお受け取りいただいた場合は、移行後のお受け取りはありません。
- 移行後は高度障害の保障はありません。

万一の場合のお取扱いについて

被保険者が保険期間中に亡くなられたとき、亡くなられた日における死亡保険金額をお受け取りいただけます。

●死亡保険金額

告知コース	保険期間	
	基本保険金額	
	第1保険期間	第2保険期間
無告知コース	一時払保険料 × (100%+通増率*1×契約日からの経過年数*2)	
	*1 通増率は以下の通りです。	
	契約年齢	通増率
	50歳～60歳	1.50%
	61歳～70歳	1.00%
	71歳～80歳	0.50%
	81歳～90歳	0.20%
	*2 経過年数は、1年未満切り捨てとなります。	
	基本保険金額	

- 介護保険金を受け取った場合は、介護保険金額が差し引かれた金額が死亡保険金額となります。
- ※無告知コースの場合、差し引かれる介護保険金額は、受け取った金額ではなく、死亡時の介護保険金額となります。
- 解約払戻金額が死亡保険金額を上回る場合、解約払戻金額が死亡保険金額となります。

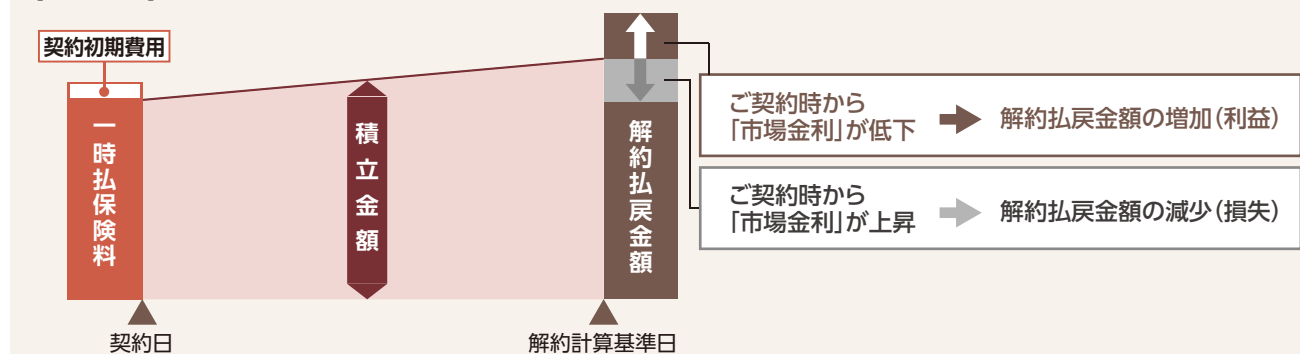
【解約・減額時のご注意（市場価格調整について）】

ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただけます。

解約払戻金額は、市場価格調整により増減します。

市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

【イメージ図】



ご注意

解約等の場合には、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金が一時的に保険料を下回ることがあります。また、一時払保険料のうち、一部は契約初期費用（ご契約の締結等にかかる費用）にあてられることにより、解約払戻金が一時的に保険料を下回ることがあります。

指定代理請求について

■保険金の受取人が、保険金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、保険金の受取人にかわり、指定代理請求人が保険金の代理請求を行うことができます。

※指定代理請求人を指定いただく際には、指定代理請求特約の付加が必要です。
※被保険者が保険金の受取人となるご契約の保険金の請求が対象となります。

●保険金は、指定代理請求人の口座で受け取ることも可能です*。

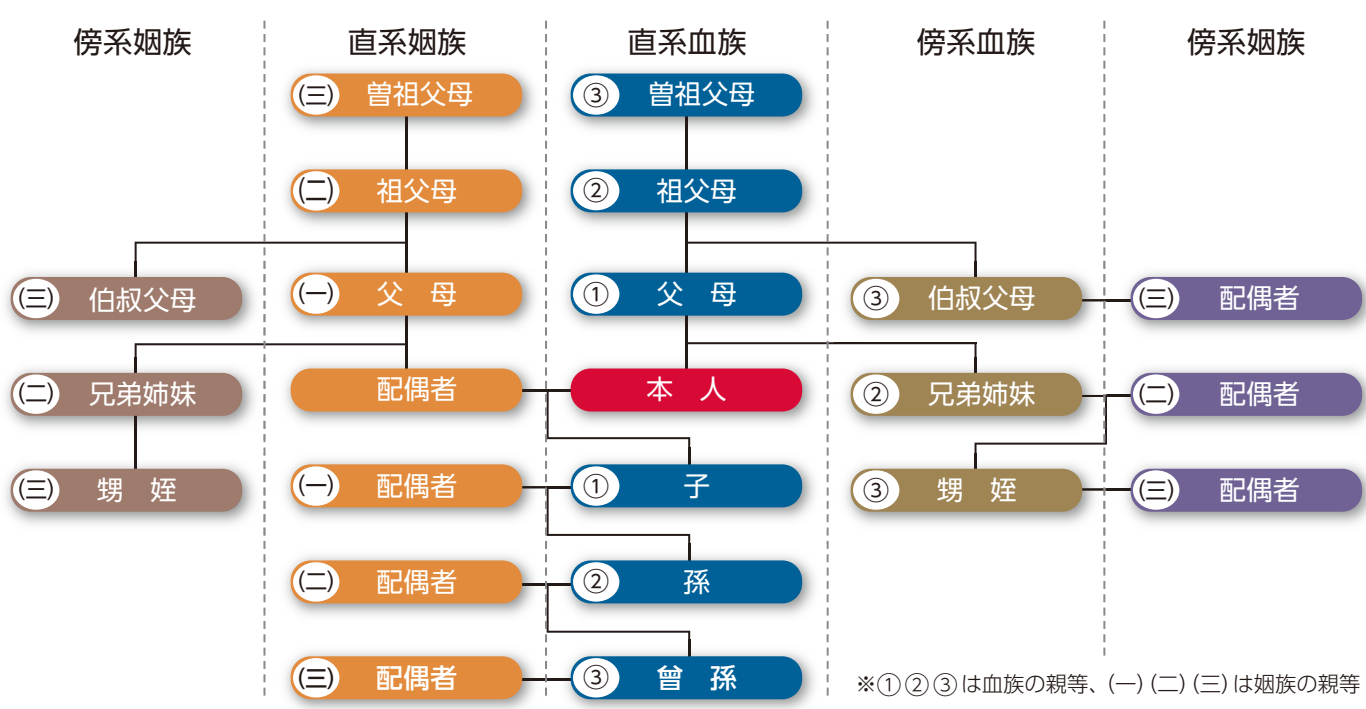
【口座別のお受け取り例】		一括受取		年金受取	
受取通貨		指定通貨 (外貨)	円貨 (円支払特約Ⅱ)	指定通貨 (外貨)	円貨 (年金支払特約)
指定代理請求人の口座		○	○	×	×
保険金の受取人の口座				×	○

*この場合、保険金の財産の帰属先は指定代理請求人ではなく、保険金の受取人となります。

●指定代理請求人は、以下の範囲から1名指定していただきます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の兄弟姉妹
④被保険者と同居または生計を一にしている3親等内の親族 ⑤死亡保険金受取人
- 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
- ⑥同居または生計を一にしている人 ⑦財産管理を行っている人
⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

【親等図】3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



※①②③は血族の親等、(一)(二)(三)は姻族の親等

〈ご参考〉要介護認定の目安

■被保険者が公的介護保険制度の**要介護2以上に認定**されたときに介護保険金をお支払いします。
公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安は以下のとおりです。

要介護 1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 ・食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある ・立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い ・問題行動や理解の低下がみられることがある ※この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援 2 となります。	
要介護 2	軽度の介護を必要とする状態 ・食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある ・立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要 ・衣服の着脱は何とかできる ・物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある	
要介護 3	中等度の介護を必要とする状態 ・食事や排泄に一部介助が必要 ・立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない ・入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要 ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある	
要介護 4	重度の介護を必要とする状態 ・食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要 ・立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある	
要介護 5	最重度の介護を必要とする状態 ・食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している ・歩行や両足での立位保持はほとんどできない ・意思の伝達がほとんどできない場合が多い	

出典：（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとにニッセイ・ウェルス生命にて作成

注意
被保険者が65歳未満の場合、要介護認定を受けるには、要介護の状態になる原因が政令で定める下記の16種類の特定疾病によるものである場合に限ります。
①がん*／②関節リウマチ／③筋萎縮性側索硬化症／④後縦靱帯骨化症／⑤骨折を伴う骨粗しょう症
⑥初老期における認知症／⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症／⑨脊柱管狭窄症／⑩早老症／⑪多系統萎縮症／⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症／⑬脳血管疾患／⑭閉塞性動脈硬化症／⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
*医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

要介護2以上に認定されたときに加え、以下の状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたときにも介護保険金をお支払いします。

告知コースの場合、①②いずれかに該当したとき

①常時寝たきり状態で以下の項目に該当し他人の介護を要する状態

ベッド周辺の歩行が自分ではできない	+	以下のうち 2項目以上に該当
		衣服の着脱が自分ではできない
		入浴が自分ではできない
		食物の摂取が自分ではできない
		排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

②器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

無告知コースの場合、第2保険期間中に、器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

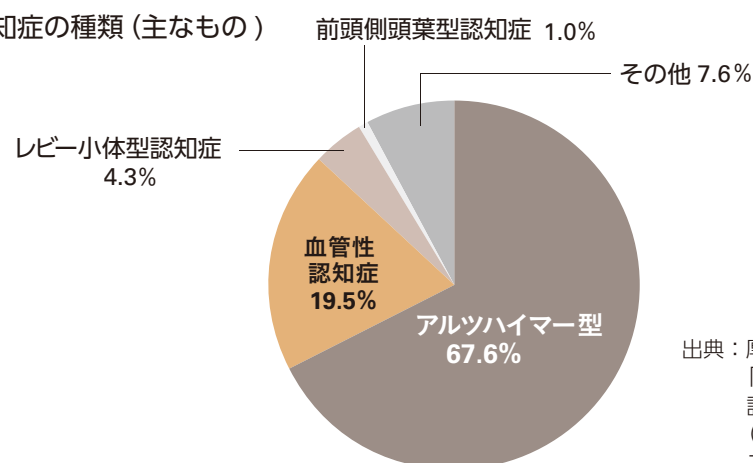
〈ご参考〉器質性認知症について

■被保険者が**器質性認知症**に該当し、かつ、**意識障害のない状態**において**見当識障害がある状態***が、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたときに介護保険金をお支払いします。

*無告知コースの場合、第2保険期間中に限ります。

●代表的な器質性認知症

認知症の種類（主なもの）



出典：厚生労働省老健局
「社会保障審議会介護保険部会（第78回）
認知症施策の総合的な推進について
（参考資料）」（令和元年6月20日）をもとに
ニッセイ・ウェルス生命にて作成

・アルツハイマー型（67.6%）

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。

【症状】昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。

軽度の物忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていくます。

・血管性認知症（19.5%）

脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。

【症状】脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が異なります。

・レビー小体型認知症（4.3%）

脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、起こる病気です。

【症状】現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

・前頭側頭葉型認知症（1.0%）

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

▼意識障害とは

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を受けとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態です。

▼見当識障害とは

「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなることです。
例えば、次のような場合です。

今が昼か夜かわからない

今自分がいる場所がどこかわからない

一緒に暮らしている家族のことが誰かわからない



無料 健康お役立ちダイヤル

ご契約後のサービス

健康や医療
について
相談したい

ご利用対象者

契約者および被保険者
その同居の家族

24時間365日

相談料・通話料無料

24h

まいにち健康相談 365

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談に、きめ細かくアドバイスいたします。

こんな時に
ご利用ください



治療法について
別の医師の
意見を聞きたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00～18:00
（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

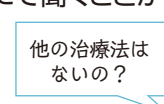
セカンドオピニオン受診費用無料

ホスピタル
ネットワーク

セカンドオピニオン手配サービス

病名などが判明している病症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医の意見（＝セカンドオピニオン）を面談、電話、オンライン面談にて聞くことができます。

こんな時に
ご利用ください



より専門的な
治療を
受けたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00～18:00
（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

受診手配・紹介にかかる費用無料

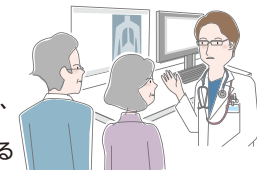
ホスピタル
ネットワーク

受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック株式会社の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

【一定条件について】

- ・対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断
- ・お客さま（患者本人）がその内容を理解し、希望している
- ・手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、患者の受入、治療が可能な場合
- ・お客さま（患者本人）が手配先の医療機関での受診を了承している
- ・主治医側も納得し、紹介状（診療情報提供書）を準備できる



健康お役立ちダイヤルの内容やお問い合わせ電話番号については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

【各サービスの注意事項】

まいにち健康相談365

・本サービスは、あくまで健康相談の範囲で行われる助言や指導であり、傷病についての診断や治療方法の指示は行いません。

セカンドオピニオン手配サービス／受診手配サービス

・病名等が判明している場合に限り、ご利用いただけます。ただし、すでに終了している治療についてのご相談はお受けできません。

・入院・転院を目的としたご利用はできません。

・救急に関するご要望には対応できません。

・医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病の相談はお受けできません。

・心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科など対象とならない診療科があります。

・受診手配サービスはティーベック株式会社（以下、「ティーベック」）が適当と判断した場合に限り手配するもので、原則三大疾病（悪性新生物（がん）・脳血管疾患・心疾患）が対象となります。

・診療関連資料（紹介状（診療情報提供書）、各種検査データ、カルテの写しなど）が必要となる場合がありますが、その際の診察関連資料はご利用者様ご自身でご用意ください。

・ご利用の際の交通費、診察などにかかる費用は自己負担となります。

・日常的にみられる病状で専門性を必要としないご相談はお受けできません。

・地域や医師の指定はできません。なお、セカンドオピニオンの面談場所はティーベックが指定した場所となります。

・総合相談医とは主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、専門医への紹介状を発行することがあります。

・総合相談医による専門医への紹介状の発行や専門医の診療は、ティーベックのサービス外になります。

・電話によるセカンドオピニオンサービスをお聞きいただくことも可能ですが、専門医の紹介はできません。

・セカンドオピニオン手配サービス：同一病名のご利用は原則年1回とさせていただきます。

・受診手配サービス：同一病名のご利用は1回とさせていただきます。

【各サービス共通の注意事項】

・本サービスは、業務委託先のティーベックが提供します。

・発信者番号が非通知設定の状態ではご利用いただけません。

・国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。

・プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーベックが判断した場合を除きます。

・ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

・ティーベック提供の医療機関情報などは、変更されている場合がありますので、受診などの際は、事前に医療機関などにご確認ください。

・ご利用の際の諸条件や、地域や内容によりご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。

・サービス提供の際の録音、録画、撮影のご要望には原則として応じられません。

・本サービスは2022年7月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される可能性があります。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

告知コース 正式名称：指定通貨建終身保険

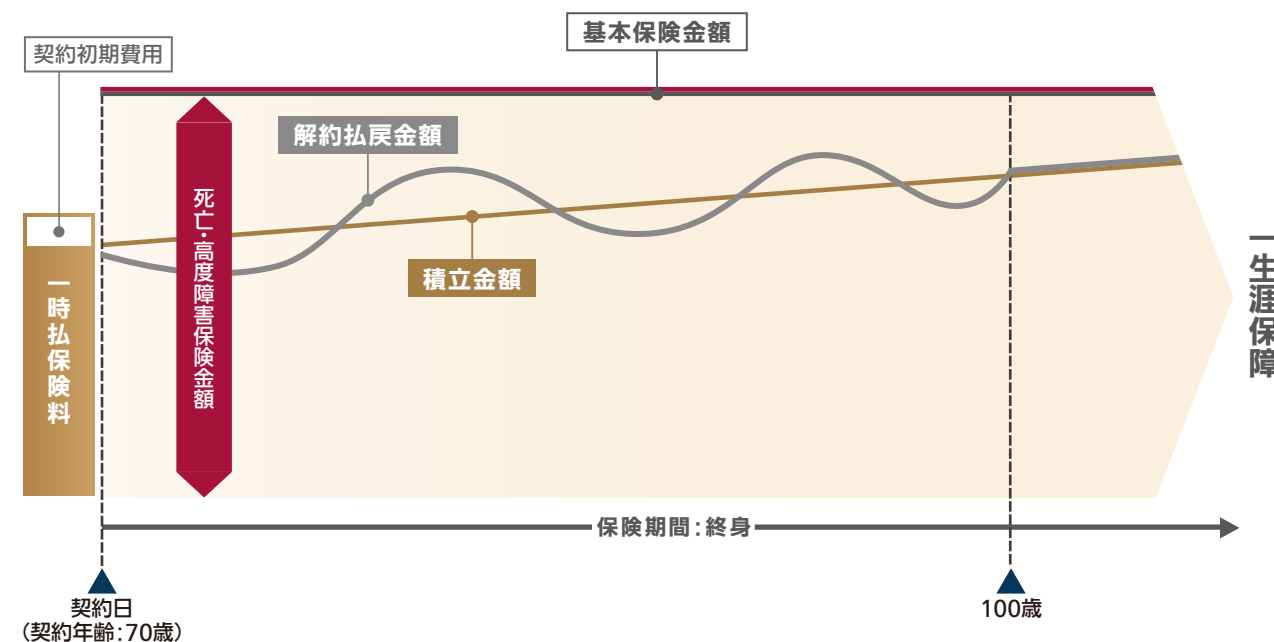
- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、被保険者の終身にわたって保障を提供する外貨建の保険料一時払の終身保険です。
- ご契約時に、ご契約に適用される通貨として、米ドル、豪ドルのいずれかをご指定いただきます。保険料の払込、保険金等の支払はその指定された通貨で行われます。
- 保険期間中に、被保険者が亡くなられたときや所定の高度障害状態になられたときに、保険金をお支払いします。
- 認知症・介護保険金特則の付加により、当社所定の要介護状態になられたときや、器質性認知症による当社所定の状態になられたときに介護保険金をお支払いします。介護保険金としてお支払いする金額は、基本保険金額に対しご契約時に設定された割合（介護保障割合）を乗じた金額となります。
- 保険金額のもととなる基本保険金額は、一時払保険料とご契約時に適用される積立利率にもとづき、被保険者の年齢や性別、認知症・介護保険金特則の付加および介護保障割合に応じて決定され、この金額が保険金として最低保証されます。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。

【しくみ図（告知コース）】 ※次の図は、イメージをあらわしたものです。

契約年齢（被保険者の満年齢）が70歳の場合

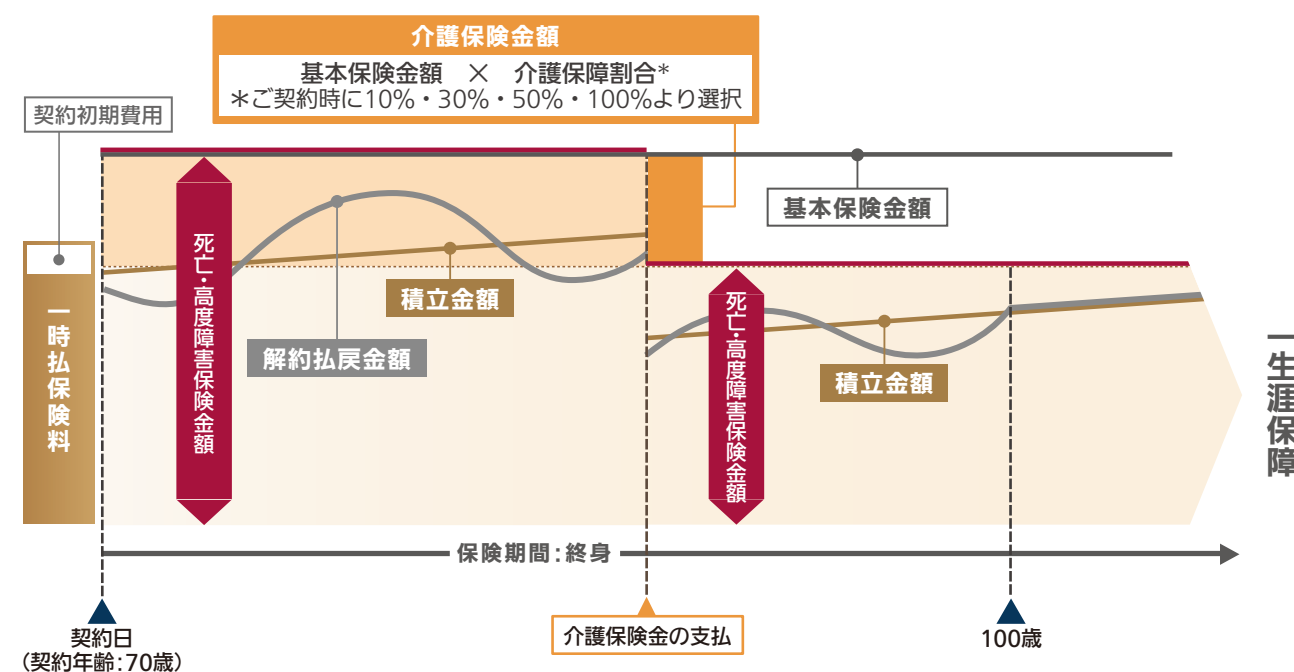
契約初期費用 ※契約年齢に応じて異なります。
一時払保険料の5.7%～6.5%

▼認知症・介護保険金特則を付加しない場合（介護保障なし）



▼認知症・介護保険金特則を付加する場合（介護保障あり）

※介護保障割合30%の場合



※解約計算基準日（完備された書類の当社到着日）が次の場合は、市場価格調整は適用されず、解約払戻金額は積立金額と同額となります。

- ・契約年齢が70歳以下：契約日から30年経過直後に到来する年単位の契約応当日以後の場合
- ・契約年齢が71歳以上：被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

無告知コース 正式名称：指定通貨建特別終身保険

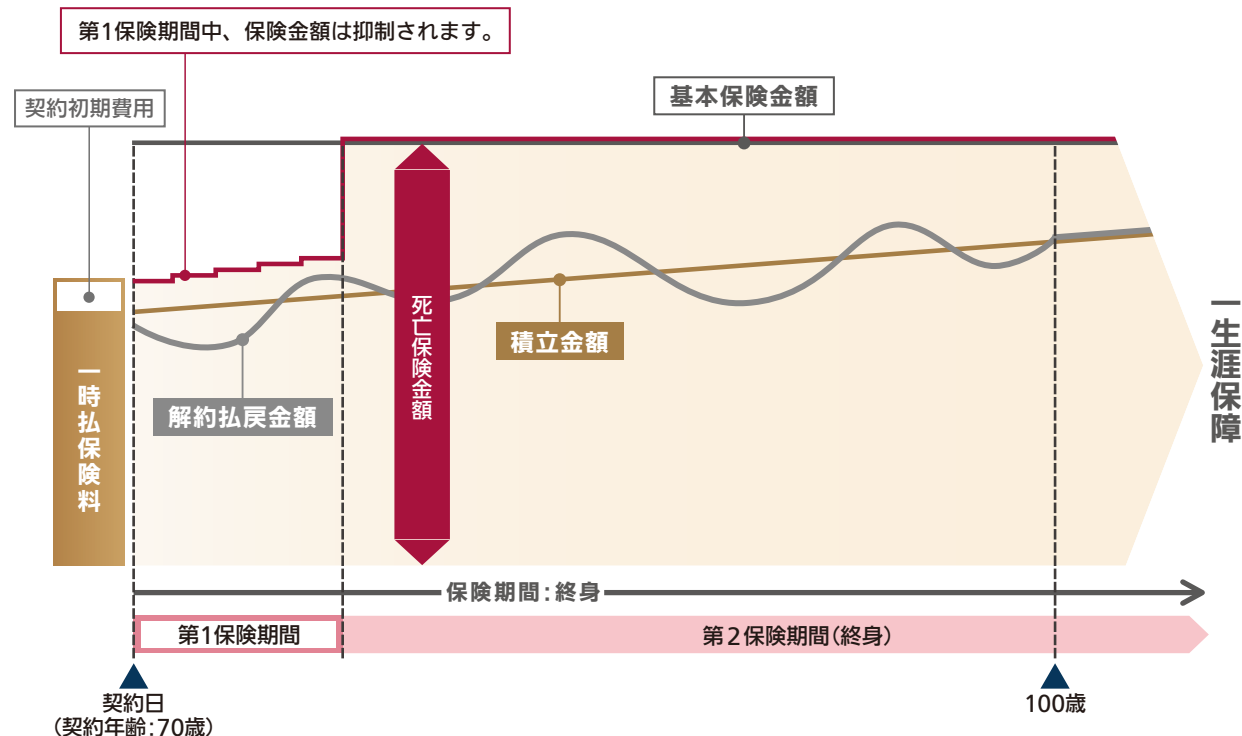
- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、被保険者の終身にわたって保障を提供する外貨建の保険料一時払の終身保険です。
- ご契約時に、ご契約に適用される通貨として、米ドル、豪ドルのいずれかをご指定いただきます。保険料の払込、保険金等の支払はその指定された通貨で行われます。
- 保険期間中に、被保険者が亡くなられたときに、死亡保険金をお支払いします。
- 認知症・介護保障特則の付加により、当社所定の要介護状態になられたときや、器質性認知症による当社所定の状態になられたとき（第2保険期間）に介護保険金をお支払いします。介護保険金としてお支払いする金額は、ご契約時に設定した割合（介護保障割合）等に応じて計算した金額となります。
- この保険は、第1保険期間と第2保険期間に区分し、ご契約時にご選択いただいた第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額を大きくします。
- 保険金額は、第1保険期間では一時払保険料に対し一定の割合で毎年増加します。また、第1保険期間経過後に基本保険金額まで増加し、この金額が保険金として最低保証されます。
- 第2保険期間での保険金額のもととなる基本保険金額は、一時払保険料とご契約時に適用される積立利率にもとづき、被保険者の年齢や性別、第1保険期間の年数、認知症・介護保障特則の付加および介護保障割合に応じて決定されます。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。

【しくみ図（無告知コース）】 ※次の図は、イメージをあらわしたものです。

契約年齢（被保険者の満年齢）：70歳、第1保険期間：5年の場合

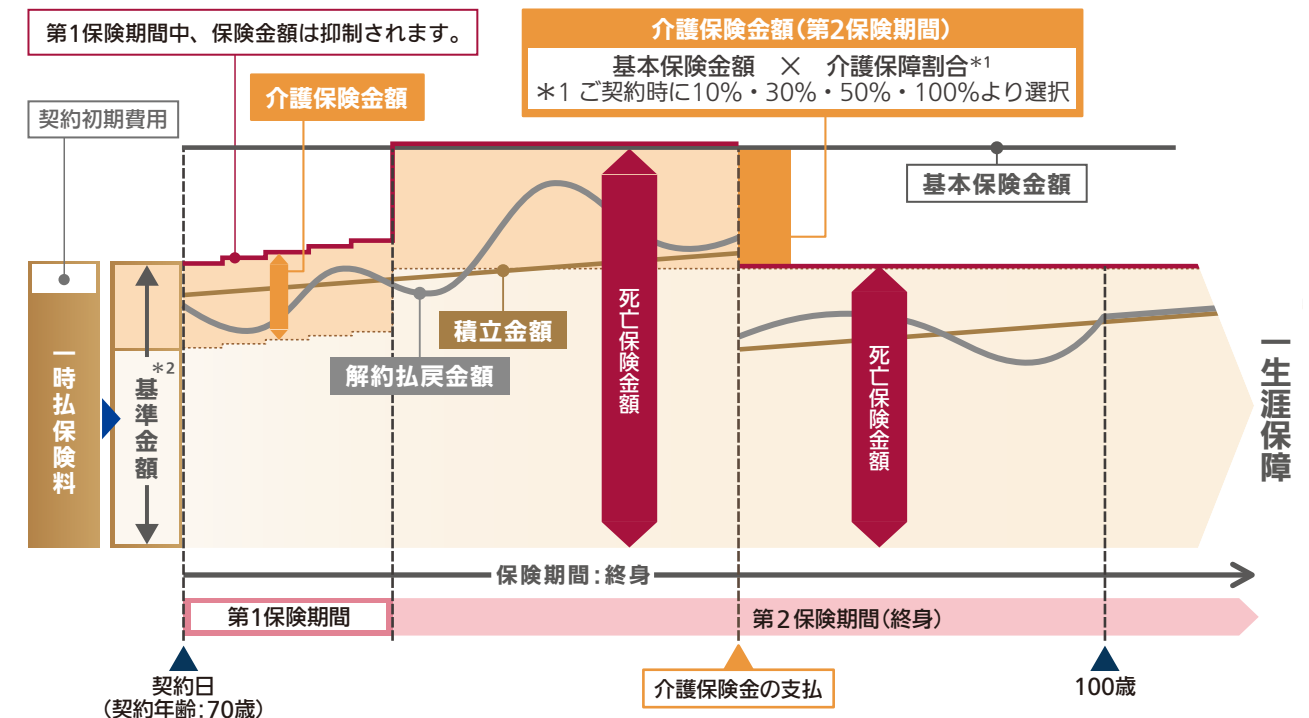
契約初期費用 ※全契約年齢共通
一時払保険料の6.5%

▼認知症・介護保障特則を付加しない場合（介護保障なし）



▼認知症・介護保障特則を付加する場合（介護保障あり）

※介護保障割合30%の場合



*2 基準金額は、ご契約時は一時払保険料相当額になります。介護保障割合や年齢、性別等に応じた当社所定の方法により「介護保険金部分の基準金額」「介護保険金部分以外の部分の基準金額」に分けられます。

※器質性認知症による介護保険金は、第2保険期間において当社所定の器質性認知症と診断確定され、その器質性認知症による当社所定の状態が180日以上継続した場合にお支払いします。

※解約計算基準日（完備された書類の当社到着日）が次の場合は、市場価格調整は適用されず、解約払戻金額は積立金額と同額となります。

- ・契約年齢が70歳以下：契約日から30年経過直後に到来する年単位の契約応当日以後の場合
- ・契約年齢が71歳以上：被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

○選択できる第1保険期間

認知症・介護保障特則を付加しない場合	2年または5年
認知症・介護保障特則を付加する場合	3年または5年

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は外貨建であるため、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

- 基本保険金額や積立金額は、当社が定める積立利率をもとに計算されます。
- 積立利率は、毎月2回（1日および16日）その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日における利率が適用されます（**申込日時点の積立利率と異なる可能性があります**）。
※契約日とは、当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合における、一時払保険料（相当額）を受け取った日（告知される前に受け取ったときは告知の日）をいいます。
- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、契約日における基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

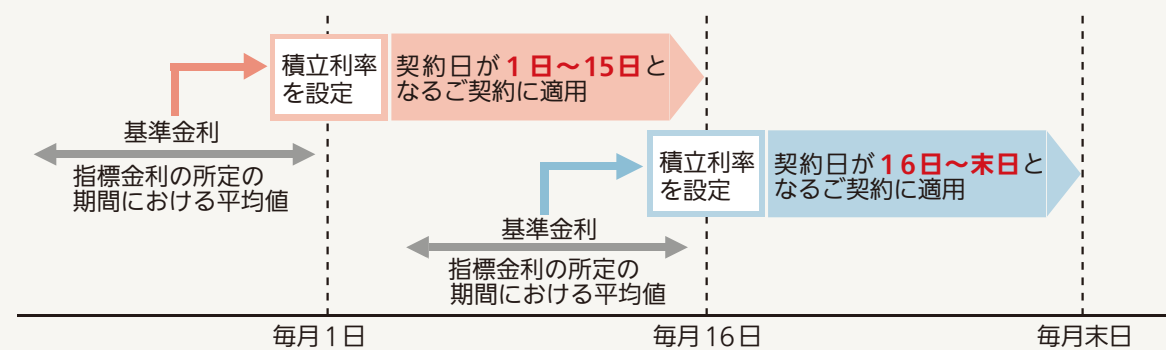
□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債（米国債またはオーストラリア国債）の複利利回り（指標金利）の平均値	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（−0.5%〜+2.0%の範囲で設定）	
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡保険金のお支払いに必要な費用（無告知コースのみ）

積立利率の設定と適用の流れ



- 適用された積立利率は、保険期間を通じて一定です。
- 積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、ご契約時に適用される積立利率によって計算された金額から、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。そのため、積立金は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

契約年齢	50歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）		
指定通貨	米ドル・豪ドル		
最低一時払保険料 （保険料単位）	50,000米ドル／豪ドル（100米ドル／豪ドル） 円入金時：500万円（1万円） ※保険料円入金特約付加		
最高保険金額	10億円 当社の定める他の保険契約 の死亡保険金額等* + 今回お申込みの 基本保険金額 ≦ 通算最高保険金額 10億円 ※今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。 ※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。 ※告知コースの場合、上記の基準を満たしている場合でも、診査区分による制限があるため、ご希望の金額ではお申込みいただけない場合があります。		
最高介護保険金額	3億円 ※同一被保険者において、当社が定める他の保険契約と今回お申込みの介護保険金額（無告知コースの場合は第2保険期間の介護保険金額）を通算して、3億円を超えることはできません。 ※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。		
保険期間	告知コース 終身		
	無告知コース 終身		
	第1保険期間 （契約時に選択）	認知症・介護保障特則を 付加しない場合	契約日から2年または5年
		認知症・介護保障特則を 付加する場合	契約日から3年または5年
	第2保険期間	第1保険期間経過後、終身	
※ご契約後に第1保険期間の変更はできません。			
保険料払込方法	一時払のみ（指定金融機関口座への送金）		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族（法人契約可）		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族（複数名お選びいただけます） ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。		
介護保険金受取人 高度障害保険金受取人	被保険者（契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は契約者）		
その他取扱について	契約者貸付、基本保険金額の増額および指定通貨の変更のお取扱いはありません。		

次のページに続きます

お引き受けにあたっての制限について	- 被保険者が、今までに公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたことがある場合や公的介護保険の申請中である場合は、認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則は付加できません。 - 被保険者の他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引き受けできない場合がございます。 - 告知コースの場合、被保険者の健康状態によりご契約をお引き受けできない場合がございます。また、お引き受けできる場合でも、別途特別保険料をいただいたり、保障の一部を制限させていただく場合がございます。
-------------------	---

※具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7

配当金について

この保険に配当金はありません。

8

保障内容（保険金のお支払い）について
▶ 該当するコースについて、ご確認ください。

告知コース

次のページに続きます▶

○ 死亡保険金・高度障害保険金

支払事由	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなったとき
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に当社所定の高度障害状態*1になられたとき
支払額	支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額	
	認知症・介護保険金特則を付加しない場合	①保険金額（基本保険金額） ②解約払戻金額
	認知症・介護保険金特則を付加する場合	①保険金額（基本保険金額－介護保険金額）*2 ②解約払戻金額

※1 高度障害保険金の対象となる高度障害状態とは、次の①～⑦の状態をいいます。くわしくは、約款をご覧ください。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの

②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2 介護保険金のお支払いがない場合は基本保険金額となります。

※死亡保険金および高度障害保険金は、重複してお支払いしません。

※高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時からご契約は消滅します。

○ 介護保険金

※認知症・介護保険金特則付加（ご契約後は、この特則のみの解約および介護保障割合の変更はできません）

支払事由	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、次のいずれかの状態になられたとき ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき ②当社所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ③当社所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症による当社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ※「公的介護保険制度」「要介護2以上」「要介護状態」「器質性認知症」「器質性認知症による状態」については、約款をご覧ください。			
支払額	支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額 ①介護保険金額（基本保険金額×介護保障割合） <table><tr><td>介護保障割合（契約時に選択）</td><td>10%・30%・50%・100%</td></tr></table> ②介護保険金部分の解約払戻金額		介護保障割合（契約時に選択）	10%・30%・50%・100%
介護保障割合（契約時に選択）	10%・30%・50%・100%			

※死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合は、その支払後に介護保険金の支払請求を受けても、介護保険金はお支払いしません。

※介護保険金が支払われた場合、介護保険金部分は消滅するものとし、以後は死亡・高度障害保障のみとなります。
なお、介護保障割合が100%の場合、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時からご契約は消滅します。

無告知コース

○死亡保険金

支払事由	被保険者が保険期間中に亡くなられたとき	
支払額	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額	
	第 1 保険期間	第 2 保険期間
	①保険金額（一時払保険料相当額 ×（100% + 通増率*1 × 経過年数*2）） ②解約払戻金額	①保険金額（基本保険金額） ②解約払戻金額
認知症・介護保障特則を付加しない場合		
認知症・介護保障特則を付加する場合	①保険金額（次の合計額） ・第 1 保険期間の介護保険金額 ・介護保険金部分以外の部分の基準金額 ×（100% + 通増率*1 × 経過年数*2） ※介護保険金のお支払いがあった場合は介護保険金額を加算しません。 ②解約払戻金額	①保険金額（基本保険金額 − 第 2 保険期間の介護保険金額） ※介護保険金のお支払いがない場合は基本保険金額となります。 ②解約払戻金額

○介護保険金

※認知症・介護保障特則付加（ご契約後は、この特則のみの解約および介護保障割合の変更はできません）

支払事由	被保険者が、次の①または②に該当したとき ①保険期間中に、次のいずれにも該当したとき - 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護認定を受け、その認定の効力*³が生じたこと - 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力*³が生じたこと ②第2保険期間中に、次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき - 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、当社所定の器質性認知症に該当したこと - 器質性認知症による当社所定の状態が、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していること ※「公的介護保険制度」「要支援または要介護」「要介護2以上」「器質性認知症」「器質性認知症による状態」については、約款をご覧ください。			
支払額	支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額			
	第1保険期間		第2保険期間	
	①介護保険金額 (介護保険金部分の基準金額 × (100% + 通増率* ¹ × 経過年数* ²))		①介護保険金額 (基本保険金額 × 介護保障割合)	
	②介護保険金部分の解約払戻金額		<table><tr><td>介護保障割合 (契約時に選択)</td><td>10%・30%・50%・100%</td></tr></table> ②介護保険金部分の解約払戻金額	介護保障割合 (契約時に選択)
介護保障割合 (契約時に選択)	10%・30%・50%・100%			

* 1 通増率は、被保険者の年齢に応じた次の率となります。

契約年齢	60 歳以下	61 歳～70 歳	71 歳～80 歳	81 歳以上
通増率	1.50%	1.00%	0.50%	0.20%

* 2 契約日からの経過年数で、1 年未満は切り捨てとなります。

* 3 要支援または要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護（新規）認定および要介護状態区分の変更の認定の場合は、その申請日にさかのぼってその効力を生じます。

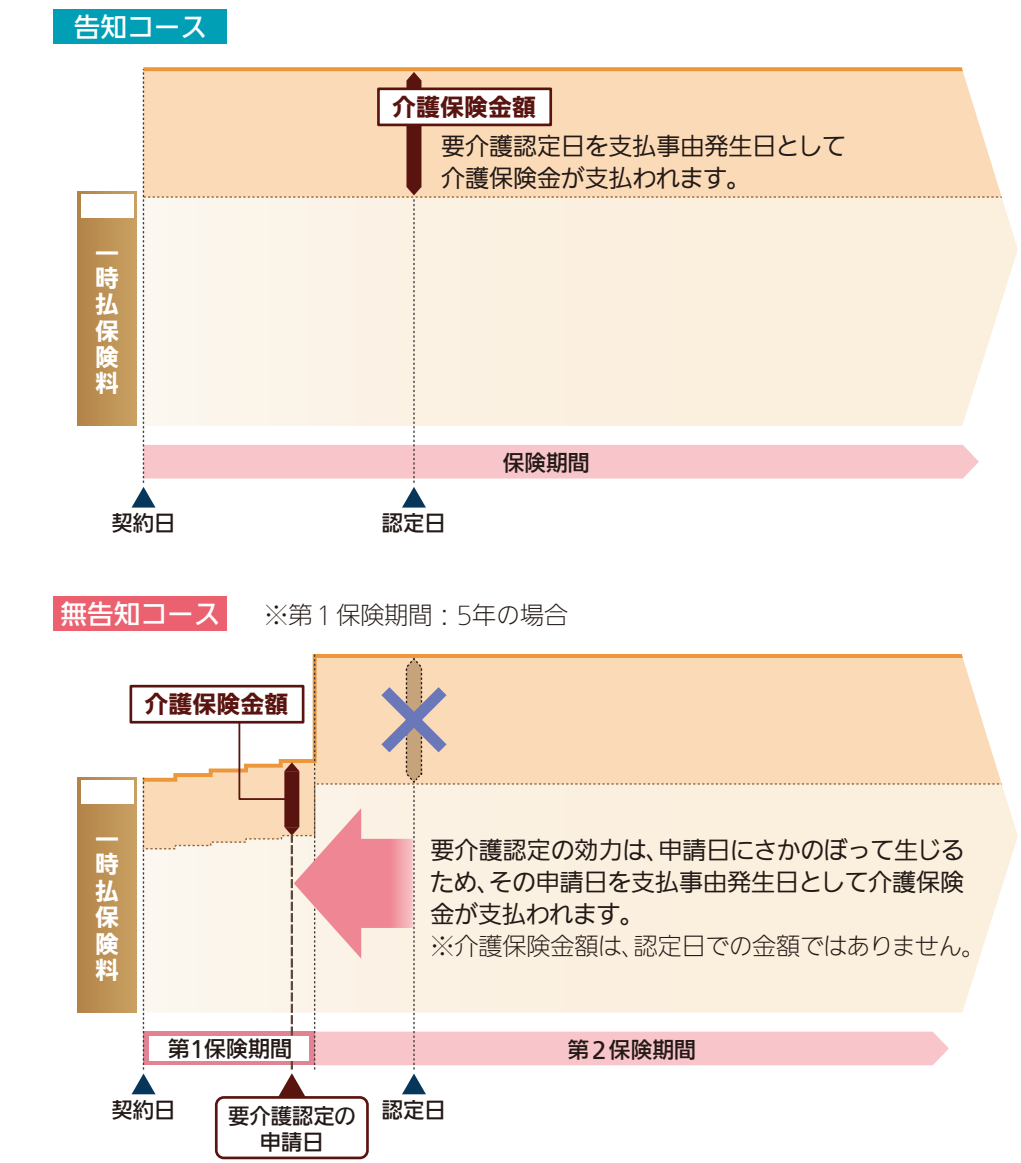
※一時払保険料相当額・基準金額は、基本保険金額が減額された場合、その割合に応じて減額した金額となります。

※死亡保険金が支払われた場合は、その支払後に介護保険金の支払請求を受けても、介護保険金はお支払いしません。

※介護保険金が支払われた場合、介護保険金部分は消滅するものとし、以後は死亡保障のみとなります。なお、介護保障割合が 100% の場合、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時からご契約は消滅します。

保険金をお支払いできない場合について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

○介護保険金のお支払いイメージ



9 主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

解約払戻金・保険金等を円で受け取ることができます。

年金支払特約

保険金の全部または一部を、円建の年金で受け取ることができます。

年金種類は、確定年金（年金受取期間：5・10・15・20年）となります。

※年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※年金額が10万円に満たない場合には、保険金の受取人に保険金をお支払いして、この特約は消滅します。

年金移行特約

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金額を原資として円建の年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- 確定年金（年金受取期間：5・10・15・20・30・36年）
- 保証期間付終身年金（保証期間：5・10・15・20・30・36年）
- 年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ

- 契約日から1年経過以後、解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、円建終身保険へ自動的に移行することができます。この場合、移行日における主契約の解約払戻金の円換算額を特約積立金とします。また、移行日における主契約の介護保険金部分の解約払戻金の円換算額を特約介護保険金部分の特約積立金とします。

※移行後は、移行日時点の当社所定の利率が適用されます。そのため、移行前に適用されていた積立利率より低い利率となることがあります。

- 目標額は、次の円による一時払保険料に、110%～200%の範囲内（10%単位）でご契約者が指定した割合を乗じた金額となります。
 - 保険料を外貨で払い込む場合：一時払保険料の円換算額
 - 保険料を円で払い込む場合：円で払い込まれた金額

- 契約日から1年経過以後の毎営業日において、目標額への到達状況を判定します。

- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。また、認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則が付加されている場合は、特約介護保険金をお支払いします。

※主契約の介護保険金が支払われた場合、特約介護保険金はお支払いしません。

- 円建終身保険に移行後は、高度障害保険金の保障はありません（告知コースの場合）。

円建終身保険移行特約Ⅱ

- 契約日から1年を経過している場合、ご契約者のお申出により、円建終身保険に移行することができます。この場合、移行日における主契約の解約払戻金の円換算額を特約積立金とします。また、移行日における主契約の介護保険金部分の解約払戻金の円換算額を特約介護保険金部分の特約積立金とします。

※移行後は、移行日時点の当社所定の利率が適用されます。そのため、移行前に適用されていた積立利率より低い利率となることがあります。

- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。また、認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則が付加されている場合は、特約介護保険金をお支払いします。

※主契約の介護保険金が支払われた場合、特約介護保険金はお支払いしません。

- 円建終身保険に移行後は、高度障害保険金の保障はありません（告知コースの場合）。

■目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱと円建終身保険移行特約Ⅱの特約保険金の支払事由は以下のとおりです。

特約保険金	告知コース	無告知コース
特約死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に、亡くなられたとき	
特約災害死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に、移行日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害や所定の感染症を直接の原因として亡くなられたとき（特約死亡保険金と併せてお支払い）	
特約介護保険金 ※認知症・介護保険金特則、 認知症・介護保障特則付加	主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、被保険者が移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき ②当社所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ③当社所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症による当社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、被保険者が移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき ②主契約の第2保険期間に相当する期間中に、当社所定の器質性認知症に該当し、その器質性認知症による当社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

次のページに続きます

リビング・ニーズ特約

[告知コースの場合]

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、この特約による保険金を指定通貨または円で受け取ることができます。

※この特約によるご請求は、当社における他のご契約と通算して3,000万円（請求日が属する年度の当社が定める通算為替レートにより円換算）を限度とします。

指定代理請求特約

保険金等の受取人が保険金等を請求できない当社所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり、指定代理請求人が保険金等の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が保険金等の受取人となるご契約の保険金等の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡・高度障害保険金 ・介護保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50 銭
年金支払特約	・死亡・高度障害保険金 ・介護保険金	年金基金の設定申出を当社が受付けた日	
年金移行特約	解約払戻金	移行日	
目標額到達時 円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金 一時払保険料*（目標額設定）	移行日 契約日	
円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金	移行日	TTM - 50 銭

* 保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。

※ 換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※ TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※ 為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※ 上記の為替レートは2022年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

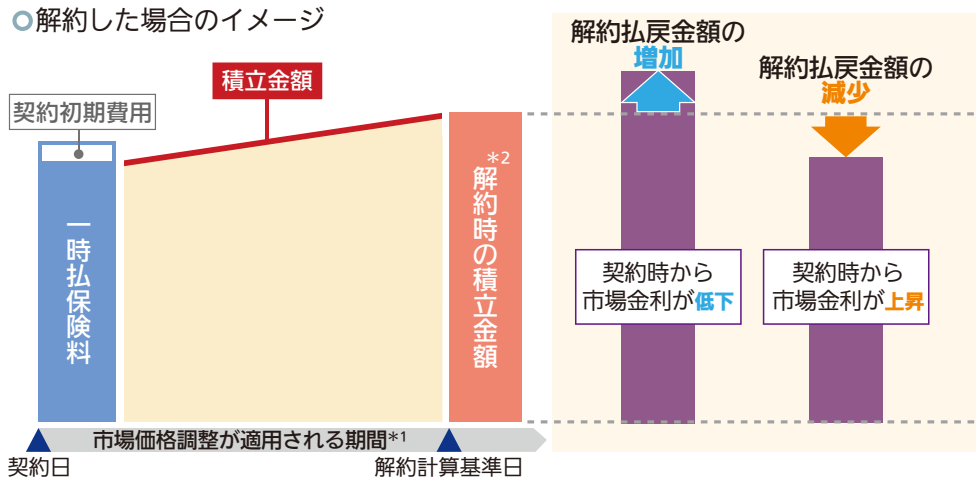
付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

10 解約等について

- ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- 基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で積立金額および保険金額についても減額されます。減額後の基本保険金額が下記の金額以上での取扱いとなります。

指定通貨	 米ドル	 豪ドル
最低基本保険金額	20,000 米ドル	20,000 豪ドル

- 解約払戻金額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。



* 1 契約日から30年間（契約年齢が71歳以上の場合、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間）となります。

* 2 認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則が付加されている場合は、「介護保険金部分の積立金額」と「介護保険金部分以外の部分の積立金額」に対して市場価格調整が適用されます。

- 解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。
解約計算基準日*の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇または0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の積立金額よりも減少し、逆に0.1%超低下した場合には、その時点の積立金額よりも増加します。
- *完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

基準金利について、くわしくは  **契約概要** **5 積立利率について** をご覧ください。

次のページに続きます

〈計算方法〉

解約払戻金額は、解約計算基準日において次のとおり計算します。

・認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則が付加されていない場合

解約払戻金額 = 積立金額 × 1－市場価格調整率

・認知症・介護保険金特則または認知症・介護保障特則が付加されている場合

解約払戻金額 =

積立金額 × 1－市場価格調整率
介護保険金部分

 +

積立金額 × 1－市場価格調整率
介護保険金部分以外の部分

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

1－

1＋契約日の基準金利*2

1＋解約計算基準日の基準金利＋0.1%*1

所定の月数*3／12

- ＊1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。
- ＊2 積立利率を計算するための基準金利となります。
- ＊3 解約計算基準日から被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて一定率が控除されます。
例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

〈認知症・介護保険金特則が付加されていない場合の控除率〉

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	2.27%	2.21%	2.15%	2.09%	2.04%	1.98%	1.92%	1.86%	1.81%	1.75%

〈認知症・介護保険金特則が付加されている場合（介護保障割合：100%）の控除率〉

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.89%	1.84%	1.80%	1.75%	1.70%	1.65%	1.60%	1.56%	1.51%	1.46%

※契約年齢：60歳、指定通貨：米ドル、告知コースの場合で計算しています。

■解約計算基準日が次の場合には、市場価格調整は適用されず、解約払戻金額は解約計算基準日の積立金額となります。

契約年齢	70歳以下	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日以後の場合
	71歳以上	被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

※ご契約者は、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日を指定して、ご契約を解約することができません。この場合、当該契約応当日の前1ヵ月間に当社へのお申出が必要となります。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは👉 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

！ お客さまにご負担いただく費用があります。
▶ 該当するコースについて、ご確認ください。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

契約年齢／契約初期費用（一時払保険料に対する割合）			
告知コース		無告知コース	
50～81歳	6.5%	85歳	6.1%
82歳	6.4%	86歳	5.9%
83歳	6.3%	87～90歳	5.7%
84歳	6.2%	6.5% （全契約年齢共通）	

【保険期間中の費用】

告知コース

- 次の費用を毎月積立金から控除します。
 - 死亡・高度障害保障に必要な費用 ・介護保障に必要な費用（認知症・介護保険金特則付加）これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。
- 積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用を差し引いています。

無告知コース

- 次の費用を毎月積立金から控除します。
 - 死亡保障に必要な費用 ・介護保障に必要な費用（認知症・介護保障特則付加）これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。
- 積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要なとなる費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
死亡保険金、介護保険金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
円建の年金で受け取る場合 【年金支払特約】 【年金移行特約】	
円建終身保険に移行する場合 【目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ】 【円建終身保険移行特約Ⅱ】	

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2022年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

一時払保険料を外貨にてお払い込みになる際、および保険金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除した当社の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の1% を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

次のページに続きます

解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

市場リスク

この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

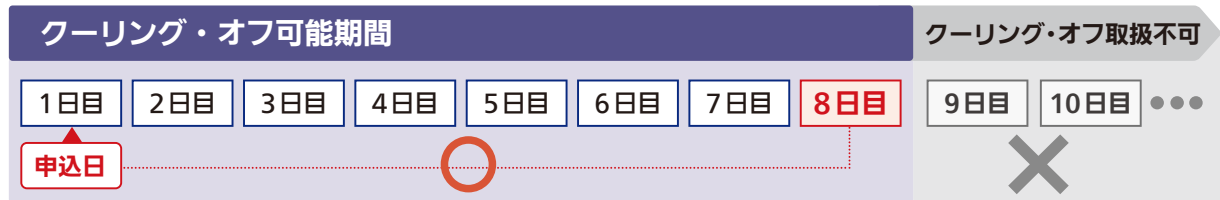
為替リスク

この保険は外貨建であるため、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※ 上記のリスクについてよくご確認いただき、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

■ 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
 くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

■ 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■ 保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

*1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。

*2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。

*3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。

*4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料 ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料 ④ 為替差損（益）

■ **次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合（告知コースの場合）
- ②申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ③債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ④既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

▶ 該当するコースについて、ご確認ください。

告知コース

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。当社が「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 診査を行うご契約（医師扱）の場合には、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認ください。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料領収法」「特定高度障害不担保法」の特別な条件をつけてお引き受けすることがあります（特別取扱契約特約Ⅱ）。
- 傷病歴・通院事実等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。その結果、上記の特別な条件をつけてご契約をお引き受けしたり、ご契約をお断りさせていただくことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日から2年を経過していても、保険金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません（ただし、「保険金のお支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります）。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。多くの場合、解約払戻金額は払い込まれた一時払保険料を下回ります。
- 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、**例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」に対しても、一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約」の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、「新たなご契約」の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たなご契約」のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおりご契約が解除・取消となることもあります**のでご注意ください。

- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引き受けできません。
※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

無告知コース

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。
- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引き受けできません。
※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

保障を開始する時期について〔責任の開始〕

- 当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時（告知される前に受け取ったときは告知の時）からご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

次の場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

▶ 該当するコースについて、ご確認ください。

告知コース

■ 死亡保険金の免責事由に該当した場合

- ・ 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ・ ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等

■ 高度障害保険金の免責事由に該当した場合

- ・ 被保険者の故意、重大な過失、自殺行為もしくは犯罪行為
- ・ ご契約者の故意 等

■ 介護保険金の免責事由に該当した場合（認知症・介護保険金特則付加）

- ・ 被保険者の故意、重大な過失、自殺行為もしくは犯罪行為、または薬物依存
- ・ 契約者の故意または重大な過失 等

■ 告知義務違反による解除の場合

■ 重大事由による解除の場合

- ・ ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または保険金の受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ・ ご契約者、被保険者または保険金の受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

■ ご契約者が保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合

■ ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消となった場合

■ 保険金のお支払事由に該当しない場合

高度障害保険金・介護保険金について、責任開始期前の傷害または疾病を原因としている場合

無告知コース

■ 死亡保険金の免責事由に該当した場合

- ・ 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ・ ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等

■ 介護保険金の免責事由に該当した場合（認知症・介護保障特則付加）

- ・ 被保険者の故意、重大な過失、自殺行為もしくは犯罪行為、または薬物依存
- ・ 契約者の故意または重大な過失 等

■ 重大事由による解除の場合

- ・ ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または保険金の受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ・ ご契約者、被保険者または保険金の受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

■ ご契約者が保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合

■ ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消となった場合

■ 介護保険金のお支払事由に該当しない場合（認知症・介護保障特則付加）

- ・ 責任開始期前の傷害または疾病を原因としている場合
- ・ 責任開始期前に要支援または要介護認定の効力が生じていた場合

○ 介護保険金をお支払いできない場合の例 ※ 認知症・介護保障特則付加

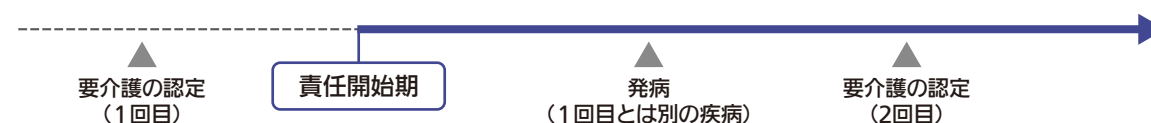
① 要介護認定の申請日が責任開始期前、認定日が責任開始期以後の場合

▶ 効力発生日が責任開始期前のため、介護保険金をお支払いできません。



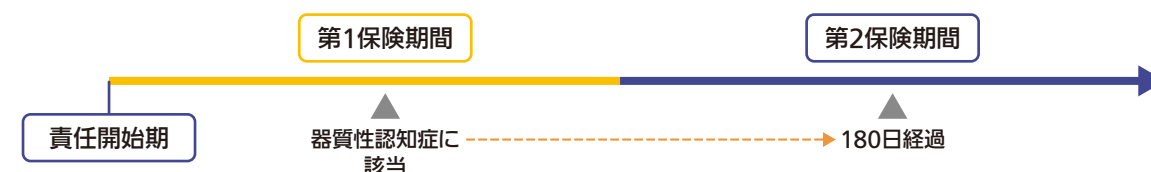
② 責任開始期前に要支援または要介護認定を受けたことがある場合

▶ 責任開始期以後の傷病を原因として要介護の認定を受けた場合であっても、介護保険金をお支払いできません。



③ 第1保険期間中に器質性認知症に該当していた場合

▶ その器質性認知症による当社所定の状態が180日以上継続した日が第2保険期間中でも、介護保険金の支払事由に該当したことはありません。



くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

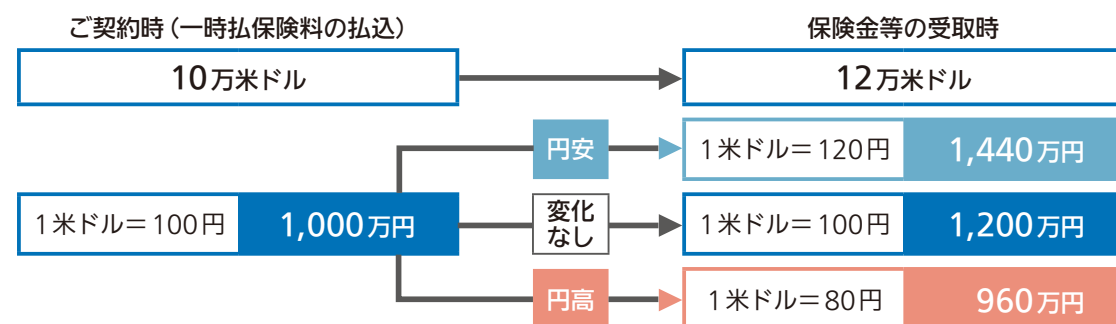
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

- この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

○為替リスクの例（米ドルの場合）



- 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による一時払保険料や保険金等の円換算額を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

解約した場合には元本割れが生じ、不利益となる場合があります。

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  **契約概要** **10 解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2022年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

＜一時払保険料について＞

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

＜解約払戻金（解約差益）に対する課税＞

所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

＜高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の保険金、介護保険金に対する課税＞

原則として非課税となります。

＜死亡保険金に対する課税＞

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

＜税務取扱上の換算基準日と適用為替レート＞

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
保 険 料		一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金		必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）

＊当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払い込みいただいた金額となります。
※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額（円貨でお受け取りいただいた金額）を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。